

策定年度 (策定年月日)	昭和47年度 (昭和47年4月25日)
変更年度 (変更年月日)	令和元年度 (令和元年5月15日)
計画期間	令和元年度(2019) ～令和4年度(2023)

長野県飯山市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(計画変更)

令和元年5月

長野県飯山市

目 次

前文	1
第1 産業導入地区の区域	3
1. 産業の導入に関する実施計画の取組状況と課題	3
2. 産業導入地区の名称	4
3. 産業導入地区の所在、地番、面積等	4
4. 工業等導入地区の地目別面積	5
5. 市町村の産業導入地区の現状	6
6. 産業導入未決定地の活用見込み	6
7. 地域開発、土地利用計画諸法との関係	7
8. 産業導入地区の区域の設定の考え方	11
第2 導入すべき産業の業種及びその規模	12
1. 導入すべき業種	12
2. 導入すべき産業の規模	18
3. 業種選定の考え方	20
第3 導入される産業への農業従事者の就業目標	22
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	24
1. 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	24
2. 認定農業者、認定新規就業者及び集落営農の現状・見込み	24
3. 認定農業者の育成	24
4. 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	28
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	29
1. 過去に造成された地区等の活用可能性	29
2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	29
3. 関係部局との調整方針	29

第6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	30
1.	施設用地の整備	30
2.	道路、緑地等の施設整備	30
3.	定住等及び地域間交流の条件の整備	30
第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	31
1.	労働力の需給の調整	31
2.	農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	31
第8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	32
第9	その他必要な事項	33
1.	実施計画のフォローアップについて	33
2.	撤退時のルールについて	33
3.	その他	33

前 文

飯山市は、県都長野市の北方 30km、長野県の最北部に位置し、西北部は新潟県に接し、斑尾、黒岩、鍋倉など関田山脈の山々がそびえ、ふもとの高原には美しい湖沼が点在しています。

飯山市の付近一帯は国内において有数の豪雪地帯として知られ、東部には三国山脈が走り、市の中央を千曲川が南北に流れ、この沖積平野に飯山盆地が広がって南北 25km に及ぶ細長い地形をなしています。

また、平成 27 年（2015）3 月には、市民の悲願であった北陸新幹線飯山駅の開業により、首都圏・関西圏などへの時間的距離が飛躍的に短縮され、飯山市の新しい時代の幕が開き 4 年が経過しました。ウィンターシーズンには、国内をはじめオーストラリア、アジアなど海外からも大変多くの観光客が新幹線を利用して訪れ、その効果が着実に現れてきています。

さて、本市農業の特徴は、日本有数の豪雪地域ゆえに、古くから水稲単作を主体に発展してきました。また近年では、施設栽培による菌茸類の生産、また、グリーンアスパラガス等の野菜、地域ブランドを活かした畜産、シャクヤク等の花卉など多様な生産品目による農業が展開されています。

また、昭和 30 年代前半からスキー観光の受皿として全国に先駆けて始められた農家民宿については、営農形態の一つとして発展してきましたが、冬期間のスキー客の落ち込みをカバーするために年間を通じた経済活動を展開できるグリーンツーリズム（アグリツーリズム）へと形態を変えてきています。

このような中で、本市農業における課題は、農業の担い手が減少していることが上げられます。

当市の人口は、平成 27 年には 21,438 人で平成 22 年と比較して 2,107 人減少し、市全体の人口減少と高齢化が進んでいることから、65 歳以上の割合は平成 22 年の 31% から、平成 27 年には 35% へ上昇しています。

また、農業就業者人口については、平成 22 年 2,461 人から、平成 27 年 1,846 人へ減少し、農家数については、平成 22 年 2,630 人から、平成 27 年には、2,262 人へ減少しています。また、農地の状況は、経営耕地面積が平成 22 年の 1,984ha から、平成 27 年の経営耕地面積 1,799ha に減少し、耕作放棄地の面積については、平成 22 年の 472ha から、平成 27 年には 501ha に増加するなど、担い手の不足等による課題を抱えています。

一方で福祉分野においては、障がいを持つ方々の働く場の確保、就業率の低さを解消する機会や働く場の提供が求められています。

当市における障がい者の状況は、平成 30 年 3 月末現在では 1,493 人（知的障がい者 247 人、精神障がい者 230 人、身体障がい者 1,016 人）となっており、身体障がい者は減少傾向にあるが、知的・精神障がい者は増加傾向となっています。

また、就労継続支援施設で働く障がい者の多くは「就労継続支援 B 型事業所」といわれる事業所で働いています。B 型事業所においては、市内において農作業や単純作業など様々

な作業に従事しますが、市内に1か所しか事業所がなく、仕事として賃金を受給できる「A型事業所」の設置が障がい者及びその家族から要望されていました。

このような問題・課題を解消するために、当市では平成26年度より農業と福祉の連携の検討を開始し、平成27年8月には飯山市農・福連携推進会議が設立され、農業と福祉の連携事業による農業振興と福祉の充実を推進してきました。

また、平成28年には市内にA型事業所が開設され、基幹産業の農業を通し、障がい者を継続雇用できる就労支援A型事業所の運営が開始されました。

これにより、当市の農業における課題、担い手不足、労働力不足、福祉における課題、障がい者の働く場の確保、双方の解決を目指し、農業分野と福祉分野が連携し、多様な担い手を確保することを目標に農業の振興を推進していきます。

また、当市の遊休農地についても、農福連携事業により遊休農地の利用や伝統的な農産物の生産を進め、農業の振興と産業、農村地域の振興を図ります。

今回、市内産業の導入地区にある遊休地へ、農福連携事業による産業の導入を促進することにより、地元での就業機会を増やし、兼業農家、規模縮小農家や、市外からの移住者、地域の障害者等に幅広く安定した就業の場の確保を図ります。

これにより、農業の担い手の確保、耕作放棄地の減少、農地の持つ多面的な機能・資源の維持の推進を図ります。

そして、農業と産業の均衡ある発展を目指し、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」第5条の規定に基づき、産業の導入に関する実施計画を定めます。

なお、この実施計画の計画期間は、令和元年度（2019）4月から5年間とし、令和4年度（2023）を目標年度とします。

第1 産業導入地区の区域

1. 農村地域工業等導入実施計画の取組状況と課題

飯山市では、昭和47年に「長野県木島地区農村地域工業等導入実施計画」を策定し、昭和49年の計画変更により「長野県長峰地区農村地域工業等導入実施計画」を追加、さらに平成5年計画変更では、新たに戸狩地区を追加し、金属製品製造業及びプラスチック製品製造業を新たに導入すべき業種と定め、合わせて木島地区の拡張を行いました。

このような中、計画に基づく各種の施策等を講じた結果、現在18社が立地し、約1,200名の就業者を雇用するなど、農家世帯員等の安定的な就業機会の創出、兼業農家の工業等への就業、地域への定住、農業、農村の維持につながるなど一定の成果を上げてきました。

一方で、さらに本市農業の課題に対応し農業振興を進めていくために、多様な担い手の確保や、産業の導入地区における遊休地の活用を進める必要があります。

また、平成29年6月の法改正により、産業の導入地区へ新たな業種を追加が可能となり、また市内の企業の立地ニーズを踏まえ、新たに導入すべき業種を追加していく必要があります。

については、この状況に対応する為に、次のように実施計画の変更を行います。

・実施計画の変更及び新たな業種の追加

平成29年6月、実施計画の根拠法である農村地域工業等導入促進法が改正され（改正後の法律の名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」）、対象業種の限定の廃止など内容が改められたことを踏まえ、改正後の法律等に基づき実施計画の内容を改めるとともに、産業の導入地区の遊休地の活用を図るため、長野県基本計画に基づき、対象業種に農業を新たに追加する。

2. 産業導入区域の名称

産業導入地区の名称	備考
木島地区	変更
長峰地区	継続
戸狩地区	継続

3. 産業導入地区の所在、地番、面積等

- (1) 木島地区 面積変更なし（導入業種追加）
所在地 長野県飯山市大字木島字新川原 474 番地 4 他 190 筆
面積 178,720.32 m²
- (2) 長峰地区 変更なし
所在地 長野県飯山市大字寿字西長峰 42 番地 1 他 152 筆
面積 225,086.00 m²
- (3) 戸狩地区 変更なし
所在地 長野県飯山市大字常盤字堀切 2263 番地 2 他 31 筆
面積 71,520.65 m²

現状の各地区の地目、地番については、参考資料 1 「産業導入地区の所在、地番、面積一覧表」のとおり

4. 工業等導入地区の地目別面積

産業導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	農地等					計
	田	畑			採草地・放牧地	
		普通畑	樹園地	草地		
木島		61,866 10,567.41	2,489 0			64,355 10,567.41
長峰		58,697 87,662				58,697 87,662
戸狩	8,184 0	58,247.65 864.06	2,620 0			69,051.65 864.06

地区名	宅地その他						合計
	宅地	うち工業用地等	山林	原野	その他	小計	
木島	94,241 153,553.61	90,618 142,047.43		0 747	20,124.32 13,852.30	114,365.32 168,152.91	178,720.32 178,720.32
長峰	88,988 90,069.04	81,861 44,720.51	25,781 7,191.96	12,120 13,136	39,500 27,027	166,389 137,424	225,086 225,086
戸狩	0 45,989.05	0 44,720.51		868	2,469 23,799.54	2,469 70,656.59	71,520.65 71,520.65

注：前回平成5年の計画値を上段、現況を下段に記載。

5. 市町村の産業導入地区の現状

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積※2	産業導入未決定面積	産業導入未決定地			産業導入不可面積
						造成面積	未造成面積	荒廃農地	
令和元年(現状)	木島	178,720.32	146,777.08	0	31,943.24	22,272.15	9,671.091	0	0
令和元年(現状)	長峰	225,086	86,382.8	0	138,703.2	24,895	113,808.2	0	0
令和元年(現状)	戸狩	71,520.65	0	0	71,520.65	68,067	3,453.65	0	0

6. 産業導入未決定地の活用見込み（変更の場合のみ記入）

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入未決定面積	産業導入予定面積	産業導入地区からの除外面積		未定
				農地利用	その他	
令和元年	木島	31,943.24	1,649.93	0	0	30,293.31
令和元年	長峰	138,703.2	0	0	0	138,703.2
令和元年	戸狩	71,520.65	0	0	0	71,520.65

(1) 未定の理由及び今後の対応方針

木島地区

地区整備後において、日本国内の経済状況の変化から、今回の業種（農業）での導入予定面積以外は未定である。引き続き、電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業等を中心に企業誘致を推進していく。

長峰地区

地区整備後において、日本国内の経済状況の変化から、現状では導入予定面積は未定である。引き続き、当該地区へ導入可能な産業の業種について企業誘致を推進していく。

戸狩地区

地区整備後において、日本国内の経済状況の変化から、現状では導入予定面積は未定である。引き続き、金属製品製造業及びプラスチック製品製造業を中心に企業誘致を推進していく。

7. 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【木島産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4 北海道総合開発計画
5 振興山村指定地域	6 農振地域	⑦ 過疎地域	⑧ 都市計画 (線引・非線引)
⑨ 地域経済牽引事業の促進区域	10 地域経済牽引事業の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	③	4	5	6	7	8

(用途区分)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他 (第1.2低層住居) (第1.2中高層住居) (住居 (準住居)	未指定
1	2	3	4	⑤	6	7

【長峰産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備 法(都市整備区域)	4 北海道総合開 発計画
5 振興山村 指定地域	6 農振地域	⑦ 過疎地域	8 都市計画 (線引・非線引)
⑨ 地域経済牽引 事業の促進区 域	10 地域経済牽引事 業の重点促進区 域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	③	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計 画 区 域		準都市 計画区域		都市計画 区 域 外	都市計画 無
市街化 区域	市街化調 整区域	用途地域	用途 地域外	用途地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

(用途区分)

近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	その他 (第1.2低層住居) (第1.2中高層住居) (住居 (準住居))	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

【戸狩産業導入地区】

(1) 地域開発法等の指定

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備 法(都市整備区域)	4 北海道総合開 発計画
5 振興山村 指定地域	6 農振地域	⑦ 過疎地域	8 都市計画 (線引・非線引)
⑨ 地域経済牽引 事業の促進区 域	10 地域経済牽引事 業の重点促進区 域		

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計 画 区 域		準都市 計画区域		都市計画 区 域 外	都市計画 無
市街化 区域	市街化調 整区域	用途地域	用途 地域外	用途地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

(用途区分)

近隣 商業	商業	準工業	工業	工業 専用	その他 (第1.2低層住居) (第1.2中高層住居) (住居 (準住居))	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) その他

①都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区当（別紙都市計画図参照）

ア 都市計画区域

都市計画区域指定 昭和25年 6月23日

都市計画区域変更 平成25年 1月17日

イ 用途地域

用途地域指定 昭和48年 3月31日

特別用途地区（特別工業地区） 昭和54年 6月30日

用途地域変更 平成27年 4月 6日

②農地転用に関する調整の結果の状況 平成 6年 3月31日

③農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域

ア 農業振興地域及び農用地区域の範囲 別図のとおり

イ 農業振興地域指定 昭和45年 3月30日

ウ 農業振興地域整備計画策定 昭和46年 2月25日

エ 農業振興地域整備計画変更 平成 9年 6月12日

(総合見直し)

平成29年11月13日

(農振除外)

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

(参考資料2)

⑤周辺地域における主要既存企業の立地状況について
(参考資料3)

⑥立地条件表
(参考資料4)

8. 産業導入地区の区域の設定の考え方

- (1) 新たな区域の設定はない。
- (2) 木島地区については、業種（農業）を追加する。

追加の理由

木島地区の周辺地区では、長野県の伝統野菜となっている坂井芋の栽培が盛んであり、当該地区へ進出を検討している事業者における主力の作物となっている。この栽培地の近くの地区内に農業用施設を整備することにより、安定した農業経営や農業生産性の向上が図られ、さらに後継者不足が心配されていた本作物の普及とともに、様々な担い手の確保が期待されることから新たに業種（農業）を選定する。

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和4年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1. 導入すべき業種

【木島地区】

日本標準産業分類				
大	中	小	番号	
A 農業、林業	農業	耕種農業(農業用施設の整備を伴うもの)※	011	
		農業サービス業(園芸サービス業を除く)※	013	
E 製造業	食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	093	
		精穀・製粉業	096	
		その他の食品製造業	099	
	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業	121	
		造作板・合板・建築用組立材料製造業	122	
		家具製造業	131	
		宗教用具製造業	132	
	家具・装備品製造業	建具製造業	133	
		その他の家具・装備品製造業	139	
		プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・継手・異形押出製品製造業	181
			プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮製品製造業	182
			工業用プラスチック製品製造業	183
	発砲・強化プラスチック製品製造業		184	
		プラスチック形成材料製造業(廃プラスチックを含む)	185	
	ゴム製品製造業	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	193	
	窯業・土石製品製造業	セメント・同製品製造業	212	
	鉄鋼業	製鉄を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	223	
		表面処理鋼材製造業	224	
		鉄素形材製造業	225	
		その他の鉄鋼業	229	
	非鉄金属製造業	電線・ケーブル製造業	234	
		非鉄金属素形材製造業	235	
	金属製品製造業	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	244	
		金属素形材製品製造業	245	
金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)		246		

	生産用機械器具製造業	金属加工機械製造業	266
		半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267
		その他の生産用機械・同部分品製造業	269
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	281
		電子部品製造業	282
		電子回路製造業	284
		ユニット部品製造業	285
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	289
	電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	292
		電子応用装置製造業	296
		電気計測器製造業	297
	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301
		映像・音響機械器具製造業	302
		電子計算機・同附属装置製造業	303
	その他の製造業	他に分類されない製造業	303
H	運輸業、郵便業		
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業	431
		一般乗用旅客自動車運送業	432
		一般貸切旅客自動車運送業	433
	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	441
		特定貨物自動車運送業	442
		貨物軽自動車運送業	443
		集配利用運送業	444
	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	471
	運輸に付帯するサービス業	こん包業	484
I	卸売業、小売業		
	繊維・衣服等卸売業	衣服卸売業	512
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	521
		食料・飲料卸売業	522
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業	531
		化学製品卸売業	532
		石油・鉱物卸売業	533
		鉄鋼製品卸売業	534
		再生資源卸売業	536
	その他の卸売業	他に分類されない卸売業	559

※今回新たに位置づける業種

【長峰地区】

日本標準産業分類			
大	中	小	番号
E 製造業	食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	093
		精穀・製粉業	096
		その他の食品製造業	099
	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業	121
		造作板・合板・建築用組立材料製造業	122
	家具・装備品製造業	家具製造業	131
		宗教用具製造業	132
		建具製造業	133
		その他の家具・装備品製造業	139
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・継手・異形押出製品製造業	181
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮製品製造業	182
		工業用プラスチック製品製造業	183
		発砲・強化プラスチック製品製造業	184
		プラスチック形成材料製造業(廃プラスチックを含む)	185
	ゴム製品製造業	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	193
	窯業・土石製品製造業	セメント・同製品製造業	212
	鉄鋼業	製鉄を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	223
		表面処理鋼材製造業	224
		鉄素形材製造業	225
		その他の鉄鋼業	229
	非鉄金属製造業	電線・ケーブル製造業	234
		非鉄金属素形材製造業	235
	金属製品製造業	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	244
		金属素形材製品製造業	245
		金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	246
		生産用機械器具製造業	金属加工機械製造業
	電子部品・デバイス・電子回	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267
		その他の生産用機械・同部分品製造業	269
電子デバイス製造業		281	

	路製造業	電子部品製造業	282
		電子回路製造業	284
		ユニット部品製造業	285
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	289
	電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	292
		電子応用装置製造業	296
		電気計測器製造業	297
	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301
		映像・音響機械器具製造業	302
		電子計算機・同附属装置製造業	303
	その他の製造業	他に分類されない製造業	303
H	運輸業、郵便業		
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業	431
		一般乗用旅客自動車運送業	432
		一般貸切旅客自動車運送業	433
	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	441
		特定貨物自動車運送業	442
		貨物軽自動車運送業	443
		集配利用運送業	444
	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	471
	運輸に付帯するサービス業	こん包業	484
I	卸売業、小売業		
	繊維・衣服等卸売業	衣服卸売業	512
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	521
		食料・飲料卸売業	522
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業	531
		化学製品卸売業	532
		石油・鉱物卸売業	533
		鉄鋼製品卸売業	534
		再生資源卸売業	536
	その他の卸売業	他に分類されない卸売業	559

【戸狩地区】

日本標準産業分類			
大	中	小	番号
E 製造業	食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	093
		精穀・製粉業	096
		その他の食品製造業	099
	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業	121
		造作板・合板・建築用組立材料製造業	122
	家具・装備品製造業	家具製造業	131
		宗教用具製造業	132
		建具製造業	133
		その他の家具・装備品製造業	139
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・継手・異形押出製品製造業	181
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮製品製造業	182
		工業用プラスチック製品製造業	183
		発砲・強化プラスチック製品製造業	184
		プラスチック形成材料製造業(廃プラスチックを含む)	185
		ゴム製品製造業	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
	窯業・土石製品製造業	セメント・同製品製造業	212
	鉄鋼業	製鉄を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	223
		表面処理鋼材製造業	224
		鉄素形材製造業	225
		その他の鉄鋼業	229
	非鉄金属製造業	電線・ケーブル製造業	234
		非鉄金属素形材製造業	235
	金属製品製造業	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	244
		金属素形材製品製造業	245
		金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	246
		生産用機械器具製造業	金属加工機械製造業
	電子部品・デバイス・電子回	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267
		その他の生産用機械・同部分品製造業	269
		電子デバイス製造業	281

	路製造業	電子部品製造業	282
		電子回路製造業	284
		ユニット部品製造業	285
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	289
	電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	292
		電子応用装置製造業	296
		電気計測器製造業	297
	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301
		映像・音響機械器具製造業	302
		電子計算機・同附属装置製造業	303
	その他の製造業	他に分類されない製造業	303
H	運輸業、郵便業		
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業	431
		一般乗用旅客自動車運送業	432
		一般貸切旅客自動車運送業	433
	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	441
		特定貨物自動車運送業	442
		貨物軽自動車運送業	443
		集配利用運送業	444
	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	471
	運輸に付帯するサービス業	こん包業	484
I	卸売業、小売業		
	繊維・衣服等卸売業	衣服卸売業	512
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	521
		食料・飲料卸売業	522
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業	531
		化学製品卸売業	532
		石油・鉱物卸売業	533
		鉄鋼製品卸売業	534
		再生資源卸売業	536
	その他の卸売業	他に分類されない卸売業	559

2. 導入すべき産業の規模

変更前の計画値を上段（ ）

現況を中段 []

(1) 導入すべき産業の規模

変更後の計画値を下段に記載

地区名	計画面積			雇用期待従業員数 (人)			経済上の 規模
	工業用地等の 面積(m ²)	公共施設用 地面積(m ²)	計 (m ²)	男	女	計	工場出荷額等 (百万円)
木島	(155,000)	(23,720.32)	(178,720.32)	(781)	(721)	(1502)	(40,000)
	[155,000]	[23,720.32]	[178,720.32]	[737]	[343]	[1080]	[40,000]
	155,000	23,270.32	178,720.32	784	366	1150	40,091
長峰	(150,000)	(75,086)	(225,086)	(300)	(400)	(700)	(20,000)
	[150,000]	[75,086]	[225,086]	[76]	[35]	[111]	[10,000]
	150,000	75,086	225,086	300	400	700	20,000
戸狩	(71,520.65)	(0)	(71,520.65)	(160)	(10)	(170)	(6,000)
	[71,520.65]	[0]	[71,520.65]	[0]	[0]	[0]	[0]
	71,520.65	0	71,520.65	160	10	170	6,000

(2) 今回変更する地区の規模の詳細

地区名	産業の業種	計画面積			雇用期待従業員数 (人)			経済上の規模
		施設用地等の面積(m ²)	公共施設用地面積(m ²)	計(m ²)	男	女	計	工場出荷額等 (百万円)
木島	耕種農業	0		0	0	0	0	0
		1,649.93		1,649.93	18	9	27	91
	セメント・同整 品製造業	6,855.27		6,855.27	18	2	20	40,000 40,000
		6,855.27		6,855.27	18	2	20	
	電子部品製造業	56,075.26		56,075.26	424	161	585	
		56,075.26		56,075.26	424	161	585	
	建具製造業	2,848.85		2,848.85	5	3	8	
		2,848.85		2,848.85	5	3	8	
	その他の食品製 造業	10,838.47		10,838.47	15	19	34	
		10,838.47		10,838.47	15	19	34	
	宗教用具製造業	1,406.32		1,406.32	2	2	4	
		1,406.35		1,406.32	2	2	4	
	農畜産物・水産 物卸売業	16,506.13	23,720.32	16,506.13	75	49	124	
		16,506.13		23,720.32	75	49	124	
石油・鉱物卸売 業	2,988.67		2,988.67	4	0	4		
	2,988.67		2,988.67	4	0	4		
その他の生産用 機械・同部分品 製造業	6,005.46		6,005.46	44	15	59		
	6,005.46		6,005.46	44	15	59		
一般貨物自動車 運送業	3,661.87		3,661.87	15	1	16		
	3,661.87		3,661.87	15	1	16		
一般貸切旅客自 動車運送業	1,914.42		1,914.42	47	9	56		
	1,914.42		1,914.42	47	9	56		
電子計算機・同 付属装置製造業	13,956.04		13,956.04	88	82	170		
	13,956.04		13,956.04	88	82	170		
産業導入未決定	31,943.24		31,943.24	0	0	0		
	30,293.31		30,293.31	29	14	43		
合計		155,000	23,720.32	178,720.32	737	343	1,080	40,000
		155,000	23,720.32	178,720.32	784	366	1,150	40,091

注：木島地区内において新たに農業1事業所を予定

注：現況を上段、計画値を下段に記載。

3. 業種選定の考え方

(1) 業種の選定理由

①農村地域工業等導入促進法に引き続き、実施計画に位置付ける業種

- ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

既に実施計画に記載されている業種であり、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、農業と関連した食品製造業や農業関係機械の生産、資材の円滑な流通等に寄与していることから、引き続き選定する。

②新たに実施計画に位置付ける業種

- ・農業（農業用施設の整備を伴うもの）

農業用の施設を整備することにより、周辺地域の農地で栽培された農産物を効率的に集荷、出荷準備を行い、安定した農業経営や農業の生産性の向上、多様な担い手の確保が期待されることから、新たに選定する。

(2) 業種選定にあたっての考え方

①安定した就業機会が確保されること

産業導入地区において常用雇用者が常駐すること等、地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保される業種を選定することとする。また、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しない。

なお、今回新たに導入する農業については、産業導入地区において常用雇用者が常駐し、地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保される業種である。また、広大な施設用地を要する形態の事業ではない。

②雇用構造の高度化に資すること

産業の導入により、より生産性の高い産業部門への労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農村地域に住む農業者や地域住民の希望、能力に従った就業により所得の向上が期待されるよう配慮する。

なお、今回新たに導入する農業については、農業施設の整備し、生産物の加工等を行うことで、農村地域における農業と福祉の連携による労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農業者や地域住民の希望、能力に合った就業により所得の向上が期待される。

③導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものであること

業種の選定に当たっては、第5の1に示す調整方針を踏まえ、市と事業者の間で産業導入地区の候補、立地規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等の双方のニーズが把握し、事業の実現に向けた見通しについてある程度、具体的に話が進

んでいることを確認する。

なお、今回新たに導入する農業については、市と事業者間の中で、事業の実現に向けた見通しについて、具体的に話が進んでいることを確認している。

④地域内発型産業等の導入を推奨すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。

なお、今回新たに導入する農業については、地域の伝統的な農産物について生産・加工を計画しており、地域の農業と導入産業が相互に発展する業種である。

⑤公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られていること

産業の導入により、周辺地域における他産業の事業環境や住民の生活環境に影響が生じないよう、当該業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認する。やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合は、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすことにならないよう、特に留意する。

なお、今回新たに導入する農業については、産業の導入により周辺地域における他産業の事業環境や住民の生活環境に影響が生じないことを確認している。

(3) 業種選定の考え方

木島地区へ進出を希望している事業者は、地区周辺で伝統野菜の栽培を実施し、その収穫物のための農業用施設を整備し、安定した伝統野菜の生産と農業経営の推進を計画している。

これにより、安定した就業機会が確保され、後継者不足が心配されていた伝統野菜栽培、様々な担い手の確保が期待できる。

また、進出を希望している企業は、現在飯山市内で既に事業を実施しており、立地ニーズや事業計画も確認済みである。

以上のことから業種（農業）を選定する。

第3 導入される産業への農業従事者の就業目標

導入される産業に、令和4年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は次のとおりとする。

(1) 各地区の農業従事者の就業目標

変更前の計画値を上段（ ）

現況を中段 []

変更後の計画値を下段に記載

地区名	農業従事者の就業の目標（人）			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合（％）		
	男	女	計	男	女	計
木島	(468)	(359)	(827)	(59.9)	(49.8)	(55.1)
	[294]	[138]	[432]	[39.9]	[40.2]	[40.0]
	314	152	466	40.1	41.5	40.5
長峰	(175)	(219)	(394)	(58.3)	(54.8)	(56.3)
	[49]	[29]	[78]	[64.5]	[82.9]	[70.3]
	175	219	394	58.3	54.8	56.3
戸狩	(87)	(5)	(92)	(54.4)	(50.0)	(54.1)
	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]
	87	5	92	54.4	50.0	54.1
合 計	(730)	(583)	(1313)	(58.8)	(51.5)	(55.4)
	[343]	[167]	[510]	[42.2]	[44.2]	[42.8]
	564	370	934	42.9	55.9	47.2

注：木島地区において新たに農業1事業所を予定。

(2) 今回変更する地区の農業従事者の就業目標（木島地区）

地区名	産業の業種	農業従事者の就業の現状 (人)			農業従事者の就業の目標 (人)		
		男	女	男女計	男	女	男女計
木島	農業	0	0	0	4	4	8
	セメント・同 整品製造業	7	1	8	7	1	8
	電子部品製造 業	170	65	235	172	66	238
	建具製造業	2	2	4	2	2	4
	その他の食品 製造業	6	7	13	7	8	15
	宗教用具製造 業	1	1	2	1	1	2
	農畜産物・水 産物卸売業	31	20	51	31	20	51
	石油・鉱物卸 売業	1	0	1	1	0	1
	その他の生産 用機械・同部 分品製造業	17	6	23	18	7	25
	一般貨物自動 車運送業	6	0	6	6	0	6
	一般貸切旅客 自動車運送業	18	3	21	18	3	21
	電子計算機 ・同付属装置 製造業	35	33	68	35	34	69
	産業導入 未決定	0	0	0	12	6	18
	合計	294	138	432	314	152	466

注：木島地区内において新たに農業1事業所を予定

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

工業の導入と相まって令和4年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

(以下資料：農業センサス)

区 分	農家人口	農業従事者		
		農業就業人口	基幹的 農業従事者	
平成 27 年 (現況)	人 4,368	人 4,144	人 3,041	人 1,103
令和 4 年 (目標)	4,250	4,000	3,000	1,000

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）の現状・見込み

区 分	認定農業者	認定新規 就農者	集落営農
平成 27 年 (現況)	経営体 134	経営体 2	経営体 6
令和 4 年 (目標)	170	2	10

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準到達者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地 面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等 及び基本構想 水準到達者への 利用集積率 (%) ②/①
		所有面 積	利用権 設定	特定農作 業受託	計②	
現状 (平成 27 年)	3,610	219	606	70	895	24.8
目標 (令和 4 年)	3,610	319	806	500	1,625	45.0

(2) 認定農業者の経営規模 (単位: 経営体 (集落営農)、ha、頭、羽、箱等)

[個別経営体]

目標とする 営農類型 (作目・部門別)	認定農業者の数		経営規模	
	平成 27年 現状	令和 4年 目標		
水稲 (個人)	15	23	13ha	水稲 移植 13ha
野菜	22	27	1.2ha	アスパラガス (長期) 露地 1.2ha
	14	17	1.0ha	ズッキーニ (春・秋) 1.0ha
	14	17	0.2ha	キュウリ (夏秋) 露地 0.2ha
	10	12	1.3ha	アスパラガス (長期) 1.0ha ジュース用トマト 0.3ha
菌茸			45 万本 (15 万本×3 回転)	えのきたけ (周年)
	7	7	60 万本 (24 万本× 2.5 回転)	ぶなしめじ (周年)
			21 万本 (7 万本×3 回転)	なめこ (周年)
畜産	2	2	養豚 (一貫)	繁殖雌 24 頭
	1	1	酪農 (飼料購入型)	経産牛 20 頭
			肉牛 (肉牛専用種)	年出荷 36 頭
	1	1	採卵鶏	12,000 羽
花き	6	7	0.9ha	ヒペリカム露地 0.5 シャクヤク露地 0.4
	6	7	0.5ha	リンドウ露地 0.5
	6	7	0.7ha	コギク露地 0.7

水稲+野菜又は 花き	10	12	8.0ha	水稲 7.5 アスパラガス(長期)露地 0.5
	10	12	3.15ha	水稲 3 きゅうり(夏秋)露地 0.15
	4	9	11.5ha	水稲 5 水稲(作業受託) 5 ヒペリカム 0.5
菌茸+野菜			12万本 (4万本×3回転)	えのき茸(周年) きゅうり(夏秋) 0.1
農家民宿			農家民宿 2.0ha	水稲 1.0 野菜 1.0

〔組織経営体〕

目標とする 営農類型 (作目・部門別)	認定農業者の数		経営規模	
	平成 27年 現状	令和 4年 目標		
水稲 (組織経営体)	6	9	20ha	水稲 移植 10 直播 10
水稲 (集落型 50ha)			50ha	水稲 移植 20 直播 30
水稲 (集落型 100ha)			100ha	水稲 移植 40 直播 60
オペレータ型集 落営農			40ha	水稲 30ha (移植 20ha、直播 10ha) 小麦 10ha

(3) 認定農業者を中心とする生産組織の育成

当市は、水稻を主体とした土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想されるため、担い手を認定農業者、認定新規就農者（認定就農者含む）及び集落営農組織と位置づけ、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」に基づき、担い手育成及び担い手への農地の利用集積を推進することとする。

平成29年に変更した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、営農類型を12に分類し、それぞれに設定している経営指標を達成する農業者（認定農業者）に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積が目標に達成するよう以下の施策を行う。

①利用権設定等促進事業

認定農業者に農地を集積するよう、地域の人・農地プランで将来を見据えながら、農地中間管理機構などを活用し、農用地の利用集積を誘導し、経営規模の拡大による生産コストの縮減を図る。

②農地中間管理事業の実施を促進する事業

県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって事業を進めるとの合意形成が行われるよう、普及啓発活動等を行う。

④農用地利用改善事業の実施を促進する事業

地域関係農業者等が行う作付地の集団化と委託を含む農作業の効率化の促進を図る。

⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

4. 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

(1) 農用地の集積・集約化の推進

認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、一方で耕作放棄地の面積は年々増加傾向にある。

このため、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるために、担い手に農地の流動化を図る。今後は各地区の「人・農地プラン」に基づき、担い手への農地集積・集約及び、農地中間管理事業を有効に活用し促進する。

(2) 認定農業者等の育成

飯山市農業再生協議会が中心となり、関係機関と連携を図りつつ、担い手の育成確保を推進するとともに、担い手に対して集中的な支援を展開する。

平成14年から旧飯山市農業センター（現飯山市農業再生協議会）により認定農業者の農繁期における労働力の補完と非農家の農業体験を目的として「てんだい倶楽部」を立ち上げ、認定農業者に対して短期農業ヘルパーの派遣を行っている。

認定農業者制度の普及啓発や各種研修等経営改善のための施策をさらに充実させるとともに、新たな認定農業者の掘り起こしや、次の認定農業者たる新規就農者に対する支援についても一層の充実を図る。

また、当市においては、今後更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想されるため、担い手を認定農業者、認定新規就農者（認定就農者含む）及び集落営農組織と位置づけ、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」に基づき、担い手育成及び担い手への農地の利用集積をさらに推進していく。

認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、平成29年3月に変更した飯山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、それぞれに設定している経営指標を達成する農業者（認定農業者）に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積を進められるようさらに推進していく。

(3) 農業経営の法人化の方向

地域農業を担う個別経営体、1戸法人、複数戸法人、さらに集落営農組織や集落法人、受託組織など様々な形態や組み合わせの中から、地域特性を踏まえた組み合わせを関係者自らが選択し、飯山市農業再生協議会としてその枠組みや組織化をサポートし、経営効率化や法人化等を支援していく。飯山市農業再生協議会地区農業再生センターにおいて、担い手農家の育成や集落営農組織、農用地利用集積活動をコーディネートする団体等の組織化を集中的に展開する。

(4) 担い手の確保

農業と福祉の連携により、基幹産業の農業を通して、障がい者を継続雇用できる就労支援A型事業所の運営を支援し、多様な農業の担い手を確保する。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1. 過去に造成された地区等の活用可能性

既存の産業導入地区3地区では、地区内に未活用の土地が存在しているため、まず、この既存産業導入地区の遊休地を優先して活用する。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

今回の変更では、新たに農用地区域内の区域として設定する土地は無い。

(2) 周辺の土地の農業上の効率且つ総合的な利用に支障が生じないようにすること。

今回の変更では、周辺土地の農業上の効率且つ総合的な利用に支障は生じない。

(3) 面積規模が最小限であること。

今回の変更では、新たに追加する区域として設定する土地は無い。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成等）を実施した農用地を含めないこと。

今回の変更では、新たに面的整備を実施した農用地を含めていない。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

今回の変更では、農地中間管理機構関連事業の取組に支障は生じない。

3. 関係部局との調整方針

今回の変更において、飯山市農業委員会や都市計画担当部署（まちづくり課）との調整を実施し、飯山市農業振興計画、人・農地プランとの整合性も図っている。

第6 農村地域に導入される産業に用に供する施設の整備に関する事項

1. 施設用地の整備

- 【木島地区】 施設用地の面積 155,000 m²
施設用地は、平成5年に造成済みであり、遊休地は、飯山市が整備し所有。
- 【長峰地区】 施設用地の面積 150,000 m²
施設用地は、昭和49年に造成済みであり、遊休地は、飯山市が整備し所有。
- 【戸狩地区】 施設用地の面積 71,520.65 m²
施設用地は、平成5年に造成済みであり、遊休地は、飯山市が整備し所有。

2. 道路、緑地等の施設整備

- 【木島地区】 道路、緑地、調整池、雨水排水施設
飯山市が整備し所有。
- 【長峰地区】 道路、雨池、水路
飯山市が整備し所有。
- 【戸狩地区】 道路、水路
飯山市が整備し所有。

3. 定住等及び地域間交流の条件の整備

農村地域における定住等及び農村の地域資源を活用した都市農村交流等の地域間交流等を進めるため、市は移住者及び若年者向け等の市営住宅の整備を進めていく。

また、農業経営者の確保と認定農業者の育成を図るためにも、若年層を中心とする定住者のための生活環境の整備が重要である。そのための対策として福祉医療費の対象を拡大し安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進や、飯山市子ども館の建設を実施した。

また、北陸新幹線飯山駅周辺への商業施設の誘致、移住者の住宅建設や中古住宅購入といった住宅取得への補助及び既存の空き家活用に対する補助、市内の医療機関に医師として従事しようとする者に対する医学生奨学金支援などの施策を通じて、自然と共生する豊かな暮らしを実感できる地域づくりを進める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1. 労働力の需給の調整

産業導入地区への労働力の需要に対しては、飯山職業安定所、きたしなの職業安定協会等との連携を図り、安定就業の促進を図る。

また、農福連携を推進し、関係各課と協力して地域の農業に係る労働力需給の調整を図る。

2. 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

導入産業への農業従事者や、障がい者の円滑な就業を促進し、また、地域との交流等推進するため次の事業の実施に努める。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の事業や職業内容等、雇用に関する情報を収集し、関係する機関と連携しながら、農業従事者、障害者等への情報提供に努める。

(2) 導入産業への就業促進

関係する機関と連携しながら、農業従事者、障がい者、地域住民、市への移住者等が希望及び能力に応じて導入産業に就業できるように努め、安定した雇用の確保を促進する。

(3) 職業能力開発等の推進

導入された産業への円滑な就業を図るため、農業従事者、障がい者等がその就労希望及び技能に応じて就業できるよう、農協組織、公共職業安定所、市農業委員会等と密接な連携する。また、企業において雇い入れた農業従事者、障がい者等が技術の修得、人材育成、自己啓発等の能力開発が持続的に行われるよう援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

工業等の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	事業種類	事業の概要	事業主体	受益面積	事業費	事業年度	備考
農地中間管理機構活用型	団体営土地改良事業	農業生産性の向上を図るための基盤整備	下水内中部土地改良区	141.1 ha	140,000 千円	H29～R1	農地耕作条件改善事業により用排水路の改修を行い、農地中間管理事業による集積・集約化を推進する
用排水施設等整備事業	農村地域防災減災事業	農業生産性の向上を図るための基盤整備	長野県	141.1 ha	500,000 千円	H28～R2	農村地域防災減災事業により用排水路の改修を行い、頻発する豪雨災害を防止する

第9 その他必要な事項

1. 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目

市は、産業導入地区について、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等を行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制・方向について

市は、実施する項目について、定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努めるものとする。

(3) 達成できなかった場合の処理方法について

市は、確認等の結果、目標の達成が見込まれないと考えられる場合等、その理由や対応策について検討し、改善が図られるように努める。

2. 撤退時のルールについて

市は進出企業との連絡調整を密にし、企業の撤退がないよう努めるが、将来において経済事情の変化やその他やむを得ない事情により立地企業が撤退する場合、立地企業は撤退に関する情報を速やかに市へ報告するものとする。

また、撤退した場合の施設の撤去、撤去費用について、立地企業と事前に協議を行うものとする。

企業の撤退後については、産業導入地区の実施計画に定めた業種の新たな立地企業の誘致を図る。

3. その他

(1) 産業の導入に伴う公害の防止に関する事項

- ① 導入する企業に対しては、公害関係法令等の遵守はもとより、公害防止等に関する協定の締結、公害防止施設の設置、緑化の推進やリサイクルの推進など、環境保全のための取組を推進するよう市として積極的に指導する。
- ② 工業排水は工業用排水路へ放流するよう指導する。
- ③ 導入企業より排出される廃棄物は、二次公害を未然に防止するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理されるよう指導する。
- ④ 地域環境の保全にあたり、水質管理、騒音対策がなされるよう指導する。
- ⑤ 上記 1) から 4) について、企業導入後においても、公害の防止に関する取組みが厳正かつ適切に執り行われるよう、市は、導入企業に対して適宜必要に応じて立入調査等を行うことにより指導監督する。
- ⑥ その他生活環境を損なう恐れのあるものについては、防止対策の整備を立地の条件とする。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮事項

農村地域の活力ある地域社会の維持のため、農村地域からの若年層の流出や高齢化の進行を食い止めるため、若年者の地元就職や、UIJ ターン等の移住希望者へ積極的に情報提供を行う。また、移住者、若年者対象の市営住宅整備等を進め、安定的な雇用の確保を推進する。

(3) 過疎地域等への配慮

当市は、全地域が過疎地域に指定されており、飯山市過疎地域自立促進計画に基づく施策との連携を積極的に図り、円滑な事業実施が図られるように努める。

(4) 農業団体等への参画

実施計画の策定にあたり、農業団体、商工業団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置について、円滑な実施が図られるよう協議、協力体制を構築し、産業の導入後も企業が円滑に定着できるよう努める。

(5) 関係部局間の十分な連携

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深めるため、企業、市、農業団体、商工業団体、福祉団体、教育機関等との連絡調整体制を整備する。

また、市においては、商工部門、農林部門、福祉部門の担当を中心に関係部局で情報共有、施策の推進に努める。

(6) 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報及び企業に対する市の支援措置等について、企業等に積極的に情報提供し、産業導入地区への産業の導入、企業の進出についてのあっせん活動を推進する。

また、市外への情報提供を効果的に行うために、農村地域産業導入支援施策活用窓口、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等を活用する。

(7) 遊休地解消に向けた取組

当市の産業導入地区内においては、あっせん可能な土地が存在しているため、引き続き企業誘致活動を行い、当該土地の優先的な活用が図られるよう努める。

(8) 計画策定の留意事項

国が定めた「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」、「農村地域への産業の導入に関する基本方針」に即して実施する。

また、関係機関、地域住民等と調整を図りながら産業の導入の促進に努める。